佐賀県告示第68号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域 を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、令和4年3月25日から令和4年4月25日まで 佐賀県県土整備部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

佐賀県知事 山 口 祥 義

送吸の 種類	道路の区域			
道路の種類及び路線名	区間	変更前	幅員	延長
		後の別	メートル	メートル
県道	西松浦郡有田町二ノ瀬字道海	後	71.2~	1, 126.8
伊万里有田	甲 1789 番1地先から		12. 0	
線	西松浦郡有田町大木宿字福石			
	甲 1568 番 1 地先まで			
	西松浦郡有田町二ノ瀬字道海	前	132. 2 ∼	1, 126. 8
	甲 1789 番1地先から		12. 0	
	西松浦郡有田町大木宿字福石			
	甲 1568 番 1 地先まで			